

地方債に関する省令の一部を改正する省令案について

1 概要

(1) 建設改良費に準ずる経費に関する経過措置に関する改正

平成 27 年度から平成 31 年度までの間、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費について公営企業債の発行を可能とすることに伴い、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等の適用に要する経費を、地方財政法施行令に規定する建設改良費に準ずる経費に追加するよう、所要の規定の整備を行う。

(2) その他

市町村の廃置分合又は境界変更があった場合の臨時財政対策債発行可能額の算定方法の特例について、算定に不要な年度の規定を削除することに伴い、所要の改正を行う。

2 施行日等

公布　：平成 27 年 3 月 31 日

施行日　：平成 27 年 4 月 1 日